

トランクポート等の接続料金等に係る接続約款変更認可申請内容の補正申請について

1. 概要

NTT西日本は、トランクポート等の接続料金等に係る接続約款変更認可申請を平成16年11月18日に行ったところですが、平成17年1月12日の情報通信審議会から総務大臣あて答申において、次の点が確保された場合には認可することが適當とされました。

<審議会答申の内容（抜粋）>

- ①接続事業者における負担の急激な増加を避ける観点から、各接続事業者が最も効率的に設備を利用する場合の総費用が、従前と同水準となるよう、適切な補正を行うこと。
- ②経過措置の一環として、GC接続を廃止しIC接続へ切り替えることを希望する事業者がいる場合にはその申込みを1月末まで受け付けること。
- ③経過措置として設ける期限内に申し込まれた変更の申込みについては、接続約款第27条第4項の規定を適用しないこと。

当社は、答申を踏まえ、接続約款変更認可申請内容の見直しを行い、本日、総務大臣に対し同申請内容の補正申請を行いました。本件につきましては、総務大臣の認可を得た後、速やかに接続約款の変更を実施します。

2. 補正申請の内容

- ①加入者交換機回線対応部専用機能の料金の適用において、一定の補正率を乗じることによって適用対象回線数を減じる措置を、2年間に亘り行うこととします。
- ②個別負担化に伴う経過措置について、回線減設のみを対象としていましたが、適用を拡大し、GC接続からIC接続への切替（GC接続回線の全廃止及びIC接続回線の増設）も対象とします。GC接続からIC接続への切替に係る申込みに限り、変更申込みの申込み期限を平成17年1月31日とします。
- ③経過措置期間内に申し込まれた変更申込みについては、接続約款27条第4項に規定されるキャンセル費用を適用しないこととします。